

万国郵便連合憲章の第十追加議定書、万国郵便連合憲章の第十一追加議定書、万国郵便連合一般規則の第二追加議定書、万国郵便連合一般規則の第三追加議定書及び万国郵便条約の説明書

外務省

目次

ページ

I	万国郵便連合憲章の第十及び第十一追加議定書	一
一	概説	一
1	万国郵便連合憲章の第十及び第十一追加議定書の成立経緯	一
(1)	背景	一
(2)	経緯	一
2	憲章の第十及び第十一追加議定書締結の意義	一
3	憲章の第十及び第十一追加議定書の締結により我が国が負うこととなる義務	二
4	早期国会承認が求められる理由	二
二	憲章の第十及び第十一追加議定書の内容	二
三	憲章の第十及び第十一追加議定書の実施のための国内措置	三
(参考1)		四
(参考2)		五
II	万国郵便連合一般規則の第二及び第三追加議定書	六
一	概説	六
1	万国郵便連合一般規則の第二及び第三追加議定書の成立経緯	六
(1)	背景	六
(2)	経緯	六
2	一般規則の第二及び第三追加議定書締結の意義	六
3	一般規則の第二及び第三追加議定書の締結により我が国が負うこととなる義務	七

4	早期国会承認が求められる理由……………	七
二	一般規則の第二及び第三追加議定書の内容……………	七
三	一般規則の第二及び第三追加議定書の実施のための国内措置……………	八
(参考1)	……………	九
(参考2)	……………	一〇
III	万国郵便条約……………	一一
一	概説……………	一一
1	万国郵便条約の成立経緯……………	一一
(1)	背景……………	一一
(2)	経緯……………	一一
2	条約締結の意義……………	一一
3	条約の締結により我が国が負うこととなる義務……………	一一
4	早期国会承認が求められる理由……………	一一
二	条約の内容……………	一二
1	条約……………	一二
(1)	国際郵便業務に適用される共通の規則……………	一二
(2)	業務の質に関する基準及び目標……………	一二
(3)	料金及び割増料金並びに郵便料金の免除……………	一二
(4)	基礎業務及び追加の業務……………	一二
(5)	禁制並びに税関及び関税に係る事項……………	一二
(6)	責任……………	一二

(7)	補償金	一二
(8)	任意の業務	一三
(9)	最終規定	一三
2	最終議定書	一三
三	主要変更点	一三
1	到着料についての総則	一三
2	巨大郵便物及び小形包装物の到着料の料率に係る自己申告	一三
3	目標制度に参加している国の到着料	一三
4	移行制度に参加している国の到着料	一四
5	条約の効力発生及び有効期間	一四
四	条約の実施のための国内措置	一四
(参考)		一五

I 万国郵便連合憲章の第十及び第十一追加議定書

一 概説

1 万国郵便連合憲章の第十及び第十一追加議定書の成立経緯

(1) 背景

万国郵便連合（以下「連合」という。）は、郵便業務の効果的運営により諸国民間の通信連絡を増進し、文化、社会及び経済の分野における国際協力に寄与することを目的として明治七年（千八百七十四年）に設立された国際機関であり、昭和二十二年（千九百四十七年）に国際連合の専門機関となった（我が国は、明治十年（千八百七十七年）に連合に加盟した。連合の加盟国は、令和四年（二千二十二年）二月一日現在、百九十二箇国である。）。万国郵便連合憲章（以下「憲章」という。）は、昭和三十九年（千九百六十四年）に、それまでの万国郵便条約に定められていた事項のうち連合の組織規定に当たるものを内容とする基本的文書として作成された。

(2) 経緯

連合の最高機関である大会議は、通常四年ごとに開催される大会議及び臨時に開催される臨時大会議から成り、憲章等連合の文書の改正、新たな文書の作成等を行うこととされている。大会議及び臨時大会議においては、連合の組織及び運営並びに国際郵便業務全般につき見直しを行い、連合の運営を向上させる目的で憲章の一部改正について定める憲章の追加議定書が採択されてきており、我が国は、これまで第一追加議定書から第九追加議定書までを締結してきている。

平成三十年（二千十八年）九月三日からアデイスアベバで開催された臨時大会議において、憲章の第十追加議定書が同年九月七日に採択された。また、令和三年（二千二十一年）八月九日からアビジャンで開催された第二十七回大会議において、憲章の第十一追加議定書が同年八月二十六日に採択された。

2 憲章の第十及び第十一追加議定書締結の意義

憲章の第十及び第十一追加議定書は、連合の運営等に関する事項についての所要の変更を加えるため、憲章を改正するものである。締結前であってもこれらの追加議定書に従って行われる連合の運営等に参加することは可能であるが、我が国が憲章の第十及

び第十一追加議定書を締結することは、これらの追加議定書の内容の我が国に対する法的拘束力を認める意義があり、引き続き連合の加盟国として活動し、及び国際郵便業務を適切に実施するために重要である。

3 憲章の第十及び第十一追加議定書の締結により我が国が負うこととなる義務

我が国は、憲章の第十及び第十一追加議定書を締結することにより、連合の運営への参加について憲章の第十及び第十一追加議定書に定める義務を負う。

4 早期国会承認が求められる理由

憲章の第十及び第十一追加議定書は、加盟国による締結を効力発生の要件としておらず、追加議定書内に規定される特定の時点で効力を生ずることとされている。平成三十年（二十八年）の臨時大会議において採択された憲章の第十追加議定書は、その第四条の規定により、令和元年（二十九年）七月一日に効力を生じた。令和三年（二十一年）の大会議において採択された憲章の第十一追加議定書は、その第十八条の規定により、令和四年（二十二年）七月一日に効力を生ずることとなっている。

我が国は、郵便分野の国際ルール作りの重要性を踏まえて連合を重視しており、また、令和四年（二十二年）一月からは我が国出身者が国際事務局長を務めている。引き続き連合に積極的に貢献するため、憲章の第十及び第十一追加議定書を早期に締結し、法的な位置付けを明確化することが望ましい。

二 憲章の第十及び第十一追加議定書の内容

1 憲章の第十追加議定書は、前文、本文四箇条及び末文から成り、その概要は、次のとおりである。

- (1) 連合の政府間機関としての位置付けを明確にした（憲章の第十追加議定書第一条により改正される憲章第一条1）。
- (2) 郵便業務理事会の理事国の活動の位置付けを明確にした（憲章の第十追加議定書第三条により改正される憲章第十八条2）。

2 憲章の第十一追加議定書は、前文、本文十八箇条及び末文から成り、その概要は、次のとおりである。

- (1) 連合の文書の改正手続を簡素化した（憲章の第十一追加議定書第十六条及び第十七条により改正される憲章第三十条2及び第三十一条2）。

- (2) 万国郵便条約の改正は追加議定書により行うこととし、同条約の有効期限を廃止した（憲章の第十一追加議定書第十七条によ

り改正される憲章第三十一条2)。

なお、憲章第一条及び第八条については、憲章の第十追加議定書により改正された後、憲章の第十一追加議定書により再度改正されるため、これらの条文については、憲章の第十一追加議定書に記載されている条文が最新のものとなる。

三 憲章の第十及び第十一追加議定書の実施のための国内措置

憲章の第十及び第十一追加議定書の実施のためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。

(参考1) 万国郵便連合憲章の第十追加議定書

1 採択 平成三十年九月七日 アデイスアベバにおいて採択

2 効力発生 令和元年七月一日

3 署名国 八十四箇国

アルバニア、アルメニア、オーストリア、バーレーン、バングラデシュ、バルバドス、ベラルーシ、ベルギー、ベナン、ブータン、ブルガリア、ブルキナファソ、カンボジア、カナダ、チリ、中華人民共和国、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、デンマーク、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、赤道ギニア、フランス、ドイツ、ギリシャ、グアテマラ、ガイアナ、ハンガリー、インド、インドネシア、イラン、イスラエル、イタリア、ヨルダン、カザフスタン、大韓民国、ラトビア、レソト、マラウイ、マレーシア、モルディブ、マリ、モナコ、モロッコ、ナミビア、ネパール、オランダ、オランダ領アルバ、キュラソー及びセント・マーチン（*）、ニュージーランド、ナイジェリア、ノルウェー、オマーン、パラグアイ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、サンマリノ、サウジアラビア、セネガル、セルビア、シンガポール、スロバキア、スロベニア、スペイン、スリランカ、シリア、タンザニア、トーゴ、チュニジア、トルコ、ウガンダ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、英国の海外領土（*）、ウルグアイ、バチカン、ベトナム

（* 我が国は、国家として承認していない。）

4 締約国 令和四年二月一日現在 五箇国

ブルガリア、インド、大韓民国、オランダ、スイス

(参考2) 万国郵便連合憲章の第十一追加議定書

1 採択 令和三年八月二十六日 アビジャンにおいて採択

2 効力発生 令和四年二月一日現在 未発効(令和四年七月一日に効力を生ずる。)

3 署名国 百三箇国

アルジェリア、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、バングラデシュ、バルバドス、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルネイ、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カーボベルデ、カンボジア、カメルーン、カナダ、中央アフリカ、チャド、中華人民共和国、コロンビア、コモロ、コンゴ民主共和国、コンゴ共和国、コートジボワール、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、デンマーク、ドミニカ共和国、エジプト、エルサルバドル、エストニア、フランス、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イスラエル、イタリア、日本国、ヨルダン、ケニア、大韓民国、クウェート、キルギス、ラトビア、リベリア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、マダガスカル、モルディブ、マリ、モリシヤス、メキシコ、モナコ、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、オランダ、オランダ領アルバ、キュラソー及びセント・マーチン(※)、ニジエール、ナイジェリア、ノルウェー、オマーン、パナマ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、ルーマニア、ロシア、ルワンダ、サンマリノ、サウジアラビア、セネガル、セルビア、シンガポール、スロバキア、スペイン、スリランカ、スーダン、スイス、タンザニア、タイ、トーゴ、チュニジア、トルコ、ウガンダ、アラブ首長国連邦、英国、英国の海外領土(※)、アメリカ合衆国、ウルグアイ、バチカン、ベネズエラ、ベトナム、ジンバブエ

(※ 我が国は、国家として承認していない。)

4 締約国 令和四年二月一日現在 一箇国
マルタ

Ⅱ 万国郵便連合一般規則の第二及び第三追加議定書

一 概説

1 万国郵便連合一般規則の第二及び第三追加議定書の成立経緯

(1) 背景

万国郵便連合一般規則（以下「一般規則」という。）は、昭和三十九年（千九百六十四年）にウィーンで開催された第十五回大会議において憲章が新たに作成されたことに伴い、憲章の適用及び連合の運営を確保するための実施細目を定めるものとして作成された。一般規則は、憲章により全ての加盟国に締結が義務付けられており、我が国は、その後作成された累次の一般規則を締結してきた。現行の一般規則は、平成二十四年（二千十二年）にドーハで開催された第二十五回大会議において改正され、及び採択され、平成二十六年（二千十四年）一月一日に効力を生じた後、平成二十八年（二千十六年）にイスタンブールで開催された第二十六回大会議において採択された一般規則の第一追加議定書により一部改正されたものである。

(2) 経緯

連合の最高機関である大会議は、通常四年ごとに開催される大会議及び臨時に開催される臨時大会議から成り、憲章等連合の文書の改正、新たな文書の作成等を行うこととされている。大会議及び臨時大会議においては、連合の組織及び運営並びに国際郵便業務全般につき見直しを行い、連合の運営を改善する目的で一般規則の一部改正について定める一般規則の追加議定書が採択されてきている。

平成三十年（二千十八年）九月三日からアデイスアベバで開催された臨時大会議において、一般規則の第二追加議定書が同年九月七日に採択された。また、令和三年（二千二十一年）八月九日からアビジャンで開催された第二十七回大会議において、一般規則の第三追加議定書が同年八月二十六日に採択された。

2 一般規則の第二及び第三追加議定書締結の意義

一般規則の第二及び第三追加議定書は、連合の運営等に関する事項についての所要の変更を加えるため、一般規則を改正するものである。締結前であってもこれらの追加議定書に従って行われる連合の運営等に参加することは可能であるが、我が国が一般規

則の第二及び第三追加議定書を締結することは、これらの追加議定書の内容の我が国に対する法的拘束力を認める意義があり、引き続き連合の加盟国として活動し、及び国際郵便業務を適切に実施するために重要である。

3 一般規則の第二及び第三追加議定書の締結により我が国が負うこととなる義務

我が国は、一般規則の第二及び第三追加議定書を締結することにより、連合の運営への参加について一般規則の第二及び第三追加議定書に定める義務を負う。

4 早期国会承認が求められる理由

一般規則の第二及び第三追加議定書は、加盟国による締結を効力発生の要件としておらず、追加議定書内に規定される特定の時点で効力を生ずることとされている。平成三十年（二十八年）の臨時大会議において採択された一般規則の第二追加議定書は、その第二十三条の規定により、令和元年（二十九年）七月一日に効力を生じた。令和三年（二十一年）の大会議において採択された一般規則の第三追加議定書は、その第二十六条の規定により、令和四年（二十二年）七月一日に効力を生ずることとなっている。

我が国は、郵便分野の国際ルール作りの重要性を踏まえて連合を重視しており、また、令和四年（二十二年）一月からは我が国出身者が国際事務局長を務めている。引き続き連合に積極的に貢献するため、一般規則の第二及び第三追加議定書を早期に締結し、法的な位置付けを明確化することが望ましい。

二 一般規則の第二及び第三追加議定書の内容

1 一般規則の第二追加議定書は、前文、本文二十三箇条及び末文から成り、その概要は、次のとおりである。

(1) 郵便業務理事会の構成等を変更した（一般規則の第二追加議定書第九条により改正される一般規則第百十二条等）。

(2) 連合の常設機関の間の調整を行う「調整委員会」を新設した（一般規則の第二追加議定書第十四条により新たに追加される一般規則第百十七条の二）。

(3) 分担金の未払金額についての利子の割合を引き下げた（一般規則の第二追加議定書第二十条により改正される一般規則第百四十六条二）。

- (4) 分担金の等級を細分化した（一般規則の第二追加議定書第二十一条により改正される一般規則第百五十条）。
- 2 一般規則の第三追加議定書は、前文、本文二十六箇条及び末文から成り、その概要は、次のとおりである。
- (1) 諮問委員会の構成や権限を改正し、自律的な活動の範囲を拡大した（一般規則の第三追加議定書第九条から第十一条までにより改正される一般規則第百十九条から百二十一条まで）。
- (2) 加盟国が滞納している分担金の支払についての規定を改正した（一般規則の第三追加議定書第二十一条により改正される一般規則第百四十六条）。
- (3) 分担金の等級についての規定を改正した（一般規則の第三追加議定書第二十二条により改正される一般規則第百五十条）。
- (4) 仲裁手続について国際事務局が仲裁者として行動することを可能にした（一般規則の第三追加議定書第二十三条により改正される一般規則第百五十三条8）。

なお、一般規則第百六条から第百八条まで、第百十条、第百十二条から第百十四条まで、第百十六条、第百二十七条、第百三十八条、第百四十四条、第百四十六条及び第百五十条については、一般規則の第二追加議定書により改正された後、一般規則の第三追加議定書により再度改正されるため、これらの条文については、一般規則の第三追加議定書に記載されている条文が最新のものとなる。

三 一般規則の第二及び第三追加議定書の実施のための国内措置

一般規則の第二及び第三追加議定書の実施のためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。

(参考1) 万国郵便連合一般規則の第二追加議定書

1 採択 平成三十年九月七日 アデイスアベバにおいて採択

2 効力発生 令和元年七月一日

3 署名国 八十四箇国

アルバニア、アルメニア、オーストリア、バーレーン、バングラデシュ、バルバドス、ベラルーシ、ベルギー、ベナン、ブータン、ブルガリア、ブルキナファソ、カンボジア、カナダ、チリ、中華人民共和国、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、デンマーク、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、赤道ギニア、フランス、ドイツ、ギリシャ、グアテマラ、ガイアナ、ハンガリー、インド、インドネシア、イラン、イスラエル、イタリア、ヨルダン、カザフスタン、大韓民国、ラトビア、レソト、マラウイ、マレーシア、モルディブ、マリ、モナコ、モロッコ、ナミビア、ネパール、オランダ、オランダ領アルバ、キュラソー及びセント・マーチン（*）、ニュージーランド、ナイジェリア、ノルウェー、オマーン、パラグアイ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、サンマリノ、サウジアラビア、セネガル、セルビア、シンガポール、スロバキア、スロベニア、スペイン、スリランカ、シリア、タンザニア、トーゴ、チュニジア、トルコ、ウガンダ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、英国の海外領土（*）、ウルグアイ、バチカン、ベトナム

（* 我が国は、国家として承認していない。）

4 締約国 令和四年二月一日現在 五箇国

ブルガリア、インド、大韓民国、オランダ、スイス

(参考2) 万国郵便連合一般規則の第三追加議定書

1 採択 令和三年八月二十六日 アビジャンにおいて採択

2 効力発生 令和四年二月一日現在 未発効(令和四年七月一日に効力を生ずる。)

3 署名国 百三箇国

アルジェリア、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、バングラデシュ、バルバドス、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルネイ、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カーボベルデ、カンボジア、カメルーン、カナダ、中央アフリカ、チャド、中華人民共和国、コロンビア、コモロ、コンゴ民主共和国、コンゴ共和国、コートジボワール、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、デンマーク、ドミニカ共和国、エジプト、エルサルバドル、エストニア、フランス、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イスラエル、イタリア、日本国、ヨルダン、ケニア、大韓民国、クウェート、キルギス、ラトビア、リベリア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、マダガスカル、モルディブ、マリ、モリシヤス、メキシコ、モナコ、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、オランダ、オランダ領アルバ、キュラソー及びセント・マーチン(※)、ニジエール、ナイジェリア、ノルウェー、オマーン、パナマ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、ルーマニア、ロシア、ルワンダ、サンマリノ、サウジアラビア、セネガル、セルビア、シンガポール、スロバキア、スペイン、スリランカ、スーダン、スイス、タンザニア、タイ、トーゴ、チュニジア、トルコ、ウガンダ、アラブ首長国連邦、英国、英国の海外領土(※)、アメリカ合衆国、ウルグアイ、バチカン、ベネズエラ、ベトナム、ジンバブエ

(※ 我が国は、国家として承認していない。)

4 締約国 令和四年二月一日現在 一箇国
マルタ

Ⅲ 万国郵便条約

一 概説

1 万国郵便条約の成立経緯

(1) 背景

昭和三十九年（千九百六十四年）にウィーンで開催された第十五回大会議において憲章及び一般規則が新たに作成されたことに伴い、それまでの万国郵便条約（以下「条約」という。）に定められていた事項の一部がこれらの文書に移行し、条約は、国際郵便業務に適用される規定を内容とするものとなった。条約は、憲章により全ての加盟国に締結が義務付けられており、我が国は、その後作成された累次の条約を締結してきた。現行の条約は、平成二十八年（二千十六年）にイスタンブールで開催された第二十六回大会議において作成され、平成三十年（二千十八年）一月一日に効力を生じたものである。

(2) 経緯

令和三年（二千二十一年）八月九日からアビジャンで開催された第二十七回大会議において、国際郵便業務全般につき見直しが行われた結果、現行の条約に代わる新たな条約が同年八月二十六日に採択された。

2 条約締結の意義

条約は、国際郵便業務に関する事項についての所要の変更を加えるため、現行の条約を更新するものである。我が国が条約を締結することは、引き続き連合の加盟国として活動し、及び国際郵便業務を適切に実施するために極めて重要である。

3 条約の締結により我が国が負うこととなる義務

我が国は、条約を締結することにより、条約の規定に従い、継越しの自由（他の加盟国への郵便物の送達の義務）の原則を遵守し、かつ、連合の加盟国との間で通常郵便業務及び小包郵便業務を実施する義務を負う。

4 早期国会承認が求められる理由

条約は、加盟国による締結を効力発生の要件としておらず、その第四十一条の規定により、全体としては令和四年（二千二十二年）七月一日に効力を生じ、これに伴い現行の条約は、効力を失うこととなっている。国際郵便業務を実施するための法的根拠を

維持し、国民の円滑な経済活動を確保するとの観点から、条約を早期に締結する必要がある。また、我が国は、郵便分野の国際ルール作りの重要性を踏まえて連合を重視しており、令和四年（二千二十二年）一月からは我が国出身者が国際事務局長を務めている。引き続き連合に積極的に貢献するため、条約を早期に締結することが望ましい。

二 条約の内容

条約は、条約（前文、本文四十一箇条及び末文から成る。）及び最終議定書（前文、本文十六箇条及び末文から成る。）から成り、その概要は、次のとおりである。

1 条約

- (1) 国際郵便業務に適用される共通の規則（第一部）
定義、普遍的な郵便業務、憲章に定める継越しの自由の原則の具体的な適用、郵便物の帰属、郵便切手、違反行為、個人情報の取扱い、外国における通常郵便物の差出し等について規定している。
- (2) 業務の質に関する基準及び目標（第二部）
加盟国又はその指定された事業体が定める業務の質に関する基準及び目標について規定している。
- (3) 料金及び割増料金並びに郵便料金の免除（第三部）
各種の郵便業務に関する料金及び割増料金並びに郵便料金の免除について規定している。
- (4) 基礎業務及び追加の業務（第四部）
加盟国が確保する基礎業務及び追加の業務について規定している。
- (5) 禁制並びに税関及び関税に係る事項（第五部）
引き受けられない郵便物及び禁制並びに税関検査及び関税その他の課金について規定している。
- (6) 責任（第六部）
調査請求、指定された事業体の責任及び賠償金、差出人の責任等について規定している。
- (7) 補償金（第七部）

継越料、到着料及びその料率、自己申告料率制度、業務の質を改善するための基金、小包郵便の陸路割当料金及び海路割当料金、航空運送料等について規定している。

(8) 任意の業務（第八部）

EMS業務及び統合された物流管理業務並びに電子郵便業務について規定している。

(9) 最終規定（第九部）

条約及びその施行規則に関する議案の承認の条件、大会議の際に提出される留保並びに条約の効力発生及び有効期間について規定している。

2 最終議定書

条約に対する加盟国の留保を規定している。

我が国は、外国における通常郵便物の差出しについて一部の加盟国から付された留保規定について留保を付し、また、盲人用郵便物についての郵便料金の免除について留保を付している（最終議定書第三条及び第五条）。

三 主要変更点

1 到着料についての総則

現行の適用料率の引上げを行った。また、補償金について、情報の電子的な送信に係る達成度に応じた補償金の補足等を新たに規定した。（第二十八条）

2 巨大郵便物及び小形包装物の到着料の料率に係る自己申告

巨大郵便物及び小形包装物の到着料について、加盟国の指定された事業者が到着料率を自己申告することを可能とする制度を新たに規定した。また、当該制度の利用に際して、二十十八年における自国宛ての通常郵便物の年間総重量が七万五千トンを超える加盟国の指定された事業者について例外規定を設けた。（第二十九条）

3 目標制度に参加している国の到着料

現行の適用料率の引上げを行ったほか、加盟国の分類による区別を順次縮小していくために新たに上限及び下限の規定を一部統

合した（第三十条）。

4 移行制度に参加している国の到着料

現行の適用料率の引上げを行ったほか、移行制度参加国が順次目標制度に移行するための制度整備を促すための規定を新たに設けた。同時に、目標制度に移行するための制度整備による負担に配慮するための例外規定を新たに設けた。（第三十一条）

5 条約の効力発生及び有効期間

条約が無期限に効力を有することを新たに規定した（第四十一条）。

四 条約の実施のための国内措置

条約の実施のためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。

(参考) 万国郵便条約

1 採択 令和三年八月二十六日 アビジャンにおいて採択

2 効力発生 令和四年二月一日現在 未発効(令和四年七月一日に効力を生ずる。ただし、第四十一条の規定に従い、第七部の規定は同年一月一日に発効済み。)

3 署名国 百三箇国

アルジェリア、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、バングラデシュ、バルバドス、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルネイ、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カーボベルデ、カンボジア、カメルーン、カナダ、中央アフリカ、チャド、中華人民共和国、コロンビア、コモロ、コンゴ民主共和国、コートジボワール、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、デンマーク、ドミニカ共和国、エジプト、エルサルバドル、エストニア、フランス、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イスラエル、イタリア、日本国、ヨルダン、ケニア、大韓民国、クウェート、キルギス、ラトビア、リベリア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、マダガスカル、モルディブ、マリ、モリシヤス、メキシコ、モナコ、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、オランダ、オランダ領アルバ、キュラソー及びセント・マーチン(※)、ニジエール、ナイジェリア、ノルウェー、オマーン、パナマ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、ルーマニア、ロシア、ルワンダ、サンマリノ、サウジアラビア、セネガル、セルビア、シンガポール、スロバキア、スペイン、スリランカ、スーダン、スイス、タンザニア、タイ、トーゴ、チュニジア、トルコ、ウガンダ、アラブ首長国連邦、英国、英国の海外領土(※)、アメリカ合衆国、ウルグアイ、バチカン、ベネズエラ、ベトナム、ジンバブエ

(※ 我が国は、国家として承認していない。)

4 締約国 令和四年二月一日現在 一箇国

マルタ

